指定管理者制度の指定手続等に関する流れ

制度導入の決定

◇指定管理者制度による管理方針を決定
◇指定管理者の指定手続等を規定する条例の制定
◇施設設置条例の制定又は改正

↓

指定管理者の募集

◇明記すべき事項
施設の概要／選定の基準／管理の基準／
業務の範囲／指定期間／申請方法

↓

申請受付

◇提出書類
申請書／事業計画書／収支予算書／
その他条例・規則で定める書類

↓

候補団体の選定

◇指定管理者選定委員会による選定
◇候補団体の選定基準
1　住民の平等利用の確保されること
2　施設の効用を最大限に発揮し、管理経費の縮減が図られること
3　管理を行う物的能力、人的能力を有していること

↓

議会の議決

◇議決事項
1　施設の名称
2　指定管理者となる団体の名称
3　指定の期間

↓

指定管理者の指定

◇指定
1　指定管理者の告示
2　指定管理者となる団体への指定通知

↓

協定の締結

◇協定の締結
施設の名称／指定の期間／業務の範囲／
業務の条件／委託費等

↓

管理の実施

◇適切な管理が行われているかをチェック
（管理が適当でないときは、指定の取消し、業務の停止）

↓

事業報告書の提出

◇毎年度又は必要に応じて事業報告書の提出
管理業務の実施状況／管理費等の収支状況／
料金収入の実績／管理費等の収支状況／
その他必要事項